

○美濃加茂市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会設置要綱

令和6年3月29日

告示第60号

(設置)

第1条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、美濃加茂市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容に関すること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担に関すること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組内容に関すること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担、当該費用の確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること。

(構成員及び委員)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 美濃加茂市
- (2) 美濃加茂市の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者
- (3) 農林漁業団体
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の原料供給者
- (5) 関係行政団体

(6) 学識経験者

(7) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認めるもの

2 協議会に委員を置く。

3 委員は、第1項に掲げる者が団体の場合は団体の代表者又は当該代表者が指名した者、個人の場合はその者とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席求め、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第9条の事務局に備え付けておかなければならない

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の業務を執行するため美濃加茂市産業振興部農林課内に事務局を置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後、最初の協議会は、市長が招集する。